

## 検討事項

### 1 平成27年改正法により設けられた制度の在り方

長期間の審判を要する事件について適切な運用が行われているか  
災害時における辞退及び呼出しをしない措置の運用は適切に行われているか  
裁判員等選任手続での被害者特定事項の保護は適切に行われているか

### 2 対象事件の範囲の在り方

性犯罪に係る事件は対象事件から除外すべきではないか  
否認事件を対象事件に加えるべきではないか

### 3 公判及び公判前整理手続の在り方

証拠調べの充実のための運用上の工夫は適切に行われているか  
公判前整理手続の充実のための運用上の工夫は適切に行われているか

### 4 評議・評決の在り方

評議の充実のための運用上の工夫は適切に行われているか  
有罪を言い渡す場合、特に、死刑を言い渡す場合には、評決要件を加重すべきではないか

### 5 上訴審の在り方

裁判員裁判の判決（特に、死刑判決）については、上訴審でなるべく覆せないようにすべきではないか  
上訴審も裁判員裁判にすべきではないか

### 6 犯罪被害者等に対する保護・配慮の在り方

公判前整理手続において、犯罪被害者等に対する保護・配慮は十分に図られているか  
裁判員裁判の公判において、犯罪被害者等に対する保護・配慮は十分に図られているか

### 7 裁判員の守秘義務の在り方

守秘義務の範囲について、裁判員等に十分な説明がなされているか  
守秘義務の範囲を変更する必要があるのではないか

### 8 裁判員等の参加促進及び負担軽減のための措置

裁判員等の辞退率の上昇及び出席率の低下の原因をどのように考え、どのような対策をとるべきか  
裁判員等の負担を軽減するための方策としてはどのようなものがあるか（心理的負担への対応を含む）